

(書式 1-3-1)

特別受益を考慮する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に対し起業資金として贈与した金〇〇〇〇万円について、相続分の計算において持戻しを免除する。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

相続人が特別受益を受けていた場合、相続分計算において、特別受益の価額分を加えた額を相続財産とみなして計算した上で、当該特別受益を得た者の相続分は、特別受益の価額分を控除した額となるのが原則である（民法第903条1項）。しかし、同法同条3項により、被相続人が異なる意思を示した場合、すなわち特別受益の価額分を加えて相続財産を計算しない旨を示した場合は、遺留分に関する規定に違反しない範囲で当該意思表示は有効となる。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所